



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第28号：特集・敦煌出土陶罐・陶鉢銘(Ⅰ)
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1990, 28, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78838
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

1990年1月1日

吐魯番出土文物研究会

特集・敦煌出土陶

罐・陶鉢銘（I）

敦煌出土四～五世紀陶罐・陶鉢銘集成（I）

—附、書道博物館所蔵三世紀陶罐銘—

關尾史郎・町田隆吉編

【はじめに】

甘肃省の敦煌では、漢代より唐代に及ぶ多数の墓群の存在が確認されているが、このうち敦煌県城の東方から東南にかけての地域に散在する四～五世紀の墓群からは、墨や朱で書かれた銘文を有する陶罐や陶鉢が出土している。一般にこの銘文を鎮墓文と呼んでいるが、それはこれが紀年を冒頭におき、被葬者の姓名、被葬者を弔う文言と続く書式を有しており、かつその陶罐や陶鉢が棺内にある被葬者の頭部上方、腹部、および足先といった決められた位置に置かれていたためである。したがってこの銘文は単に被葬者を確定するための資料となるばかりではなく、それが書かれた陶罐や陶鉢とともに、この時期の敦煌における葬送習俗の一端をうかがわせる貴重な文物なのである。

しかしながら、いまわたしたちが課題としている吐魯番出土文物のなかに、かかる文物を見い出すことはできない。同時代の吐魯番の阿斯塔那、哈拉和卓両地区の墓群について、その被葬者を確定する際に資料となるのは多くの隨葬衣物疏と、若干の墓磚や柩銘である。なかでも隨葬衣物疏は吐魯番における葬送習俗の一端を示しており、この点において敦煌における陶罐や陶鉢の銘文に匹敵する機能を果たしていたと考えることも不可能ではない。隨葬衣物疏に代表される吐魯番における葬送習俗について考察しようとする場合、これら敦煌で出土した陶罐や陶鉢の銘文との比較検討が試みられる所以もある。

ところで四～五世紀といえば、敦煌は前涼から北涼に至る「五胡」諸政権の支配を経て、北魏の版図の西北辺となった時期である。一方吐魯番はといえば、敦煌とほぼ等しく「五胡」諸政権の支配を受けたあと、北涼の亡命政権を経て高昌国が成立した時期に相当する。両地域を支配した「五胡」諸政権の興亡はまことに目まぐるしく、くわえてほとんどの政権が華北や江南の王朝に臣従するものだから、両地域は非常に複雑な政治的な環境のなかにおかれることになった。このような両地域をめぐる政治的な環境、そして両地域の政治的な動向をあとづけようとするとき、有力な手がかりを提供するのが、出土文物に記された元号なのである。陶罐や陶鉢の銘文の冒頭にみえる元号もその例外ではないばかりか、吐魯番出土文物からは得られない貴重な情報を提供してくれる。

敦煌から出土した陶罐や陶鉢の銘文の意義はさしあたりこの二点に要約されようが、かつて町田は主として前者の立場から¹⁾、また關尾は後者の立場から考察の機会をもったことがある²⁾。しかしその後、最近の発掘調査の結果が発表され、新たな銘文も何点か紹介されるに至ったので³⁾、あらためて確認できる範囲で全ての銘文につき、ここに一括してその録文を掲載することにしたしだいである⁴⁾。とはいっても、写真や模本が公表されているのはごく一部にすぎず、その写真も多くは鮮明に欠けるものばかりなので、調査報告や先行研究の軽読に全面的に依存しなければならなかつたものも少なくない。関係の諸機関、ならびに研究者には鮮明な写真の速やかな公表や研究の進展を要望するものである。

【註】

- 1) 町田隆吉「敦煌出土四・五世紀陶罐等銘文について－中国古代における葬送習俗に関する覚え書き－」（『研究紀要』〈東京学芸大学附属高等学校大泉校舎〉第一〇集、一九八六年）。なお棺内における陶罐・陶鉢の位置、また銘文の内容については、町田のこの論稿を参照されたい。
- 2) 關尾史郎「前涼「升平」始終－『吐魯番出土文書』割記（二）－」（『集刊東洋学』第五三号、一九八五年）。なお侯燦氏（新疆師範大学歴史系）も「晋至北朝前期高昌奉行年号証補」（『南都学壇』一九八八年第四期）で、陶罐・陶鉢の銘文にみえる紀年に着目しているが、なお恣意的な利用にとどまっている（この点については、關尾「吐魯番文書にみえる四・五世紀の元号再論」（下）〈本誌掲載予定〉、参照）。
- 3) 敦煌県博物館考古組・北京大学考古実習隊「記敦煌発現の西晋、十六国墓葬」（北京大学中国中古史研究室編『敦煌吐魯番文献研究論集』第四輯、北京・北京大学出版社、一九八八年）。
- 4) 池田温「中国歴代墓券略考」（東京大学東洋文化研究所編『アジアの社会と文化』I 東京大学出版会、一九八二年）には、本稿のAとBの一部の録文が上げられている。また近年の富谷至「黄泉の国の土地売買－漢魏六朝買地券考－」（『大阪大学教養部研究集録』〈人文・社会科学〉第三六輯、一九八八年）には、後漢代の陶罐銘文とその意義に関する言及がある。

【凡 例】

1. 銘文の掲載順序は、その陶罐・陶鉢が出土した墓群の調査年次（陶罐・陶鉢が出土した年次）である。また調査年次が同じ場合は、出土した墓の番号順にしたがい、同一の墓から出土したものについては、陶罐、陶鉢の順序で掲載した。また最後に参考として、東京の書道博物館に所蔵されている三世紀の陶罐の銘文（二点）もあわせて掲載した。本号に掲載するのは、その前半部分であり、後半については次号に掲載の予定である。
2. 銘文を有する陶罐・陶鉢の名称については、銘文に見える紀年（被葬者の没年）と被葬者の姓名を用い、陶罐と陶鉢の区別については、調査報告によった。ただし本稿で陶罐としたもののなかには、銘文に「瓶」とあるものもあり、厳密には罐と瓶、および甕を区別すべきであるが、正式な発掘報告が公表されていない現時点では、かえって誤解を招くおそれがあるので、とりあえず本稿では陶罐に統一した。
3. 名称のほかに、出土文物としての整理番号、墨と朱の別、銘文の行数、および写真、模本、録文などの出典（いずれも代表的なもののみ）を示した。なおこの出典の略称については、以下のとおりである。

夏：夏 鼎「敦煌考古漫記」（一）『考古通訊』一九五五年創刊号

敦 研：敦煌文物研究所考古組（馬世長・孫国璋）「敦煌晋墓」『考古』一九七四年第三期

敦 博：敦煌県博物館（韓 成・張 仲）「敦煌佛爺廟湾五涼時期墓葬発掘簡報」『文物』一九八三年第一〇期

北 大：敦煌県博物館考古組・北京大学考古実習隊（張小舟）「記敦煌発現の西晋、十六国墓葬」北京大学中国中古史研究室編『敦煌吐魯番文献研究論集』第四集 北京・北京大学出版社 一九八八年

書 博：書道博物館編『書道博物館陳列目録－中村不折コレクション－』書道博物館

中 村：中村不折『禹域出土墨寶書法源流考』上冊 西東書房 一九二七年

岡 崎：岡崎 敬「考古学上よりみた敦煌」（上）『講座敦煌』第二巻（敦煌の歴史） 大東出版社 一九八〇年

白 須：白須淨眞「『吐魯番出土文書 第一冊』－その紹介と紀年の考察－」『書論』第一八号 一九八一年

池 田：池田 温「中国歴代墓券略考」東京大学東洋文化研究所編『アジアの社会と文化』I

東京大学出版会 一九八二年

富 士：東京富士美術館編『中国敦煌展図録』東京美術博物館 一九八五年

町 田：町田隆吉「敦煌出土四・五世紀陶罐等銘文について－中国古代における葬送習俗に関する覚え書き－」『研究紀要』（東京学芸大学附属高等学校大泉校舎）第一〇集 一九八六年

4. 銘文の釈読は、写真や模本が公表されているものについては、これを参考にして調査報告や先行研究のものを一部あらためたが、それ以外のものについては、原則としてそれぞれの調査報告に従った。なお先行の釈読に対する疑義や、それとの異同については、註記によって示した。また編者自身のかつての釈読と相違するものについては、本稿における釈読をもって定稿としたい。
5. 錄文中、確定できない文字については、後方に?を付し、異体字や別字の本字、ならびに推補した文字については、上方の括弧内に示した。また文中の「」は改行箇所を示す。このほか□と□□□は判読不能を示すが、前者は文字数が明確なもの、後者は文字数が不明確であること（三字以上）を意味する。

【敦煌出土四～五世紀陶罐・陶鉢銘集成 I】

A 一九四四年敦煌県佛爺廟東区出土

I 年次未詳¹⁾ 翁宗盈陶罐銘（一）（1001号墓出土 朱書・行数不明 〈写〉夏、図版壹-5 〈録〉夏、六頁 岡崎、四五二頁 池田、二七六頁 町田、一一二頁註4）
(魁)

翁宗盈、汝自薄²⁾命蚤終、壽窮算盡。死見八鬼九坎、太山長閼？、汝自往應之。苦莫相念、樂莫相

思。從別以後、無令死者注³⁾於生⁴⁾人。祠臘社伏、徼於郊外。千年萬歲、乃復得会。如律令。

1)池田、晋（三～四世紀）とする。／2)池田は、薄、算、および九の下で改行を示す」を入れるが、写真からは改行を確認することができなかった。／3)池田、注を往に作るが、夏に従う。またC-IV、VII、および次号のD-X、参照。／4)夏、岡崎、池田、生を主に作るが、文意が通じない。

II 年次未詳¹⁾ 翁宗□陶罐銘（二）¹⁾（1001号墓出土 朱書・行数不明 〈録〉夏、六頁 池田、二七六頁）
(魁)

翁宗□、汝自²⁾命蚤終、壽窮算盡。死見八鬼九坎、太山長閼？、汝自往應之。苦莫相念、樂莫相

思。從別以後、無令死者注於生人。祠臘社伏、徼於郊外。千年萬歲、乃復得会。如律令。

1)これについては、全文が紹介されているわけではない。夏、六頁に「両罐幾全相同、僅人名第三字似不同、第五（六の誤り、編者）字一罐脱落一“薄”字」とだけある。したがって、（一）の註はいずれもこの（二）にも当てはまる。／2)註1)、参照。自の下、薄あるべし。

B 一九六〇年敦煌県新店臺付近出土

I 前涼升平十三（三六九）年閏正月氾心容陶罐銘（一）(60M1:26 墨書・六行 〈写〉岡崎、四五六頁写真6 富士、五七 〈模〉敦研、一九六頁図一三-1 〈録〉敦研、一九八頁 岡崎、四五五頁～四五六頁 白須、一三六頁～一三七頁 池田、二七七頁 富士、五七)
(閏) (氾) (瓶)

升平十三年」潤月甲子¹⁾」朔廿一²⁾壬寅、「張弘妻」氾³⁾心容、「五穀疋⁴⁾。」

1)同年閏正月の朔日の干支は壬午、甲子は誤り。IIも同じ。／2)一の下、日あるべし。／3)敦

研、汎を汎に作り、岡崎、白須、池田、富士は汎に作る。II、IIIも同じ。／4)敦研、岡崎、白須、富士、碰を瓶に作る。IIも同じ。

II 前涼升平十三（三六九）年閏正月汎心容陶罐銘（二）(60M1:27 墨書・七行 〈写〉岡崎、四五六頁写真6 〈模〉敦研、一九六頁図一三-2 〈録〉敦研、一九八頁 白須、一三六頁～一三七頁 池田、二七七頁 町田、一〇三頁)

(汎) (瓶)

升平十三年」閏月甲子」朔廿一日壬」寅、張弘「妻汎心」容、盛五」碰レ穀。」

III 年次未詳陶鉢銘 (60M1:4 墨書・九行 〈模〉敦研、一九六頁図一三-3 〈録〉敦研、一九七頁 町田、一〇四頁)

(注) (汎)

天注・」地注・」□□・」汎?注」・立¹⁾注」・猶注」・風注・」火注・」人注。」

1)敦研、立を玄に作る。

C 一九八〇年敦煌県佛爺廟湾出土

I 西涼庚子六（四〇五）年正月張輔陶罐銘（一）(80M1:32=南棺出土 朱書・一六行 〈写〉富士、六二 〈録〉敦博、五七頁 富士、六二 町田、一〇五頁)

(癸)

庚子六年正月」水未朔廿七日己酉、」敦煌郡敦煌縣¹¹」東鄉昌利」里張輔、字」德政身死。今下」
(鉛)

斗²⁾瓶・□³⁾人・五」穀瓶⁴⁾、當⁵⁾」重⁶⁾地上生」人。青鳥子告、」北辰詔、令死」者自受其」殃

罰、不⁷⁾」加繭移殃轉」咎、遠⁸⁾與⁹⁾他里。」如律令。」

1)富士、縣を脱す。／2)富士、斗を什に作る。／3)富士、□を脱す。あるいは鉛と釈読すべきか（IIも同じ）。／4)富士、瓶を脱す。／5)富士、當の下に□を入れる。／6)富士、重の下に復を入れる。／7)富士、不の下に□を入れる。／8)敦博、富士は遠を遂に作るが、D-Iの模本に従って改める。以下、同じ。／9)富士、與を輿に作るが、これが誤りであることについては、町田、一〇五頁、参照。

II 西涼庚子六（四〇五）年正月張輔陶罐銘（二）(80M1:33=南棺出土 朱書・一六行、改行個所不明 〈録〉敦博、五七頁)

(癸)

(鉛)

庚子六年正月水未朔廿七日己酉、敦煌郡敦煌縣東鄉昌利里張輔、字德政身死。今下斗瓶・□人・五

穀瓶、當重地上生人。青鳥¹¹、令□□□□□□□」□殃□□□」□□□死？」北?□□□」□□

□□」如律令。」

1)鳥の下、子あるべし。

III 西涼庚子六（四〇五）年正月張輔陶鉢銘 (80M1:34=南棺出土 朱書・一六行 〈写〉敦博、五九頁図二五 〈模〉敦博、五七頁図一六 〈録〉敦博、五七頁 町田、一〇五頁)

(癸)

庚子六年正月水未朔」廿七日己酉、敦煌郡」敦煌縣東鄉昌利」里張輔、字德政、」薄命早終、莫」
(蓋)

(解)

蓋壽窮。時」值八魁・九坎。今」下斗瓶、用當重」復。解天注・地」注・人注・鬼注・歲」注・月
(吉)

注・日注・時注。」樂莫相念、口」莫相思。生人前」行、死人却步。」生死不得相口」俟?。如律
令。」

IV 北涼玄始十(四二一)年八月張德政妻法靜陶罐銘(80M1:6=北棺出土 墨書・二二行 〈写〉 敦
博、五九頁図二三 富士、六四 〈模〉敦博、五七頁図一五 〈錄〉敦博、五七頁~五八頁、
富士、六四、町田、一〇五頁~一〇六頁)

(静)

(鉛)

玄始十年八月丁」丑朔廿六日壬寅、張德政妻」法彭之躬¹⁾。」今下斗²⁾瓶・五穀・」鉢人、用?
當重」復地上生人。」青?鳥子告、」北辰詔、」令³⁾死」者自受」其殃罰、」不滿加⁴⁾、」不得注
」忤生」人⁵⁾、移」殃轉」咎。遠」与⁶⁾他」里。急」々⁷⁾如」律令。」

1)敦博、富士、躬を身に作る。Vも同じ。またこの下、死あるべし。/2)富士、斗を什に作る。
/3)富士、令を今に作るが、これが誤りであることについては、町田、一〇六頁、参照。/4)
C-Iでは加滿となっていたが、加も滿も當(あてる)の意なので、滿加でも誤りではないだ
ろう。以下、同じ。/5)「不得注忤生人」の六字、あるいは誤って挿入されたか。/6)富士、
与を輿に作る。/7)敦博、富士、々を急に作る。

V 北涼玄始十(四二一)年八月張德政妻法靜陶鉢銘(80M1:8=北棺出土 墨書・一三行 〈写〉 敦
博、五九頁図二四 〈模〉敦博、五七頁図一七 〈錄〉敦博、五八頁 町田、一〇六頁)

(静)

玄始十年八月丁」丑朔廿六日壬寅、」張法彭之躬」死。日¹⁾不時?。適」值八魁・九坎。」天注・
(注) (時) (如)

地注・歲」口・月注・日注」・口注。汝壽」□□窮」□□」□□得」□□」□□律令。」
1)敦博、日を脱す。

VI 後涼麟加八(三九六)年閏三月姬女訓陶罐銘(一)(80M3:6=東棺出土 朱書・一三行、改行個所
不明 〈錄〉敦博、五八頁)

(嘉)

(女)

麟加八年閏¹⁾甲辰朔六日己酉直²⁾執、姬?口訓身死。自往³⁾應之。□□□□□□□□
(急々?)

□□、生人前行、死人却步。道異、不得相撞。□□⁴⁾如律令。

1)閏の下、三月の二字あるべし。/2)敦博、直を重に作るが、それが誤りであることは、町田、
註(10), (22)、参照。VIIも同じ。/3)敦博、往を注に作るが、A-I、次号のD-IV、Xなど
から往とする。VII、VIIIも同じ。/4)敦博、判読不能を一字分とする。

VII 後涼麟加八(三九六)年閏三月姬女訓陶罐銘(二)(80M3:15=東棺出土 朱書・一〇行 〈模〉敦
博、五七頁図一四 〈錄〉敦博、五八頁 町田、一〇四頁~一〇五頁)

(嘉)

(厭解)

麟加八年閏月」甲辰朔六日己酉」直執、姫女訓躬」死。自往應之。今」厭解¹⁾天注・地注・」歲注

・月注・日注・」時注。生人前行、」死人却步。生死道異、不得相」撞?。急々²⁾如律令。」

1)厭と解はそれぞれ厭と解の異体字と考えられるが、解釈は今後の検討に委ねたい。以下、同じ／2)敦博、々を急に作る。

VIII 前涼咸安五（三七五）年十月姫令熊陶罐銘（一）(80M3:13=西棺出土 朱書・二一行 〈写〉 敦博、五九頁図二六 〈模〉 敦博、五七頁図一八 〈録〉 敦博、五八頁 町田、一〇四頁)

(汝) (早) (蓋) (壽) (見)

咸安五年」十月癸酉朔」、姫令熊死。」日不時、□」自薄命」□終、莫蓋」□窮。汝死、」□□□

（從

復八」魁・九坎、太」山長問¹⁾、見」死者姫令」熊、自往應」之□。苦莫」相念、樂」莫相思、□

）（令）（於生）（人）（臘社）（伏）

」別以後、無□」死者注□□」□。祠□□²⁾□□³⁾」□外。千世、死」者乃不得。」急々⁴⁾如律令

。」

1) A - I、次号のD - Xなどでは「太山長閑」とあるので、あるいは問は閑の誤りか。IXも同じ。／2)敦博、化?に作る。／3)敦博、第一八行末尾の□を一字分とする。／5)敦博、急々の二字を倉?に作る。

IX 前涼咸安五（三七五）年十月姫令熊陶罐銘（二）(80M3:14=西棺出土 朱書・一九行、改行個所不明 〈録〉 敦博、五八頁)

(熊) (莫蓋)

咸安五年十月□□□、姫令□、□□薄命早終、□蓋□壽窮。汝死、見□復□□八魁・九坎、太山¹⁾

問、□死□-----得□

-----如律令。

1)山の下、長あるべし。

X 前涼咸安五（三七五）年十月姫令熊陶鉢銘（80M3:19=西棺出土 墨書・一八行 〈録〉 敦博、五八頁 町田、一〇四頁）

咸安五年□-----時之□-----注・□-----注・鬼□注□□行

□□□注□□□注□□□檢□生人前行、死?人?却?步?□-----□生

□急如律?令。

(未完)

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方 TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)